

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目次

◇人委規則 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則
鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
公務災害補償の審査に関する規則を廃止する規則

人事委員会規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十六号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号。以下「法」

という。）第八条第一項の規定に基づき、公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査の請求に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(審査の請求)

第二条 公務災害補償の実施に関して異議のある者が法第八条第一項の規定により審査の請求をしようとするときは、これを書面で行わなければならない。

2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が記名押印して、正副各一通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

一 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属地方公共団体及び所属学校

二 請求者が災害を受けた者以外のものであるときは、その氏名、住所及び生年月日並びに災害を受けた者との続柄又は関係

三 公務災害補償に関する当局の措置

四 請求の要旨

五 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

六 請求の年月日

3 審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに人事委員会に届け出なければならない。

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、審査の請求に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十七号

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条職員課の項中第二号を次のように改める。

二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究及びその成果の作成に関すること。

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公務災害補償」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公務災害補償の審査に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十八号

公務災害補償の審査に関する規則を廃止する規則

公務災害補償の審査に関する規則(昭和二十七年八月鳥取県人事委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。